国際関連情報 Report from CMAC and GPF

CMAC-GPF 合同会議 (2015 年 6 月) 出席報告

日産自動車(株) 経理部 連結会計グループ・主管 **常原 二郎** くまがい ごろう みずほ証券(株) 経営調査部・上級研究員 **能谷 五郎**

I. はじめに

2015年6月11、12日の両日、ロンドンにおいて国際会計基準審議会(IASB)の資本市場諮問委員会(Capital Market Advisory Committee、以下「CMAC」という。)と世界作成者フォーラム(Global Preparers Forum、以下「GPF」という。)の合同会議が開催された。

CMAC 及び GPF は、それぞれ世界各国の財務諸表利用者及び財務諸表作成者の意見を

IASB に対して定期的にインプットすることを 目的に創設された組織である。CMAC、GPF とも年3回ロンドンで開催されるが、そのうち 1回が CMAC、GPF の共同開催であり、6月 会議がそれに当たる。

日本からは、GPFメンバーである山田浩史氏(パナソニック)及び常原、CMACメンバーの熊谷が会議に参加した。今回のCMAC-GPF合同会議の議題は図表のとおりである。以下本稿では、その概要を報告する¹。

図表 2015 年 6 月 11、12 日開催 CMAC-GPF 議事一覧

番号	日時	議事
1	6月11日 15:00-15:45	IASB アップデート
2	同 15:45-17:30	概念フレームワーク • 財務業績・OCI • 測定
3	6月12日 9:15-11:00	引当金と偶発債務(IAS 第 37 号) • 認識規準 • 測定

¹ 今回の CMAC-GPF 合同会議の資料や討議の模様は、以下のサイトで閲覧・聴取可能。 http://www.ifrs.org/Meetings/Pages/Meeting-of-IASB-representatives-with-the-Capital-Markets-Advisory-Committee-and-the-Global-Preparers-Forum-June-2015.aspx

- 4	
-4	
-	

4	同	11:00-12:45	排出物価格決定メカニズム ● キャップ&トレード型排出量取引スキーム
5	同	13:45-15:30	開示イニシアチブ: 開示原則 (注記内容)
6	同	15:45-16:45	IFRS 解釈指針委員会アップデート

出所: IASB

Ⅱ. 2015 年 6 月開催 CMAC-GPF 合同会議議事概要

1. IASB アップデート

【背景と論点】

本セッションの目的は、会議参加者に質問の 機会を与えることであった。まず、IASBス タッフより、概念フレームワーク、収益認識基 準、リース会計基準、開示イニシアチブの重要 性に関する文書、アジェンダ・コンサルテー ションなどの最新動向に関して非常に簡単な説 明があり、質疑が行われた。

【CMAC-GPF 合同会議における質疑】

まず作成者より、リース基準の正式公表予定 時期及び発効日について質問があり、IASBス タッフより会計基準の公表予定は年内ながら、 発効日はまだ検討中であるとの回答があった。

また日本からの出席者を含む作成者より、新 収益認識基準についての米国財務会計基準審議 会(FASB)による関連ガイダンス改訂の動き により、米国基準と IFRS との間に差異が生じ る可能性に関して懸念が示された。それに対し て、IASBスタッフより、細部の規定は異なる ものの、結果はほとんど同じになるとの説明が あった。

また、日本の利用者より、強制力のある「ガ イダンス」と強制力のない「教育文書」とを比 較した場合、重要性に関する「プラクティス・ ステートメント」の位置づけについて質問が あった。それに対して、IASBスタッフより、 当文書は強制力はなく、各国規制当局の「重要 性」に関する見解を覆すものではないが、 IASB が「重要性」をどう考えているかを示 し、作成者の助けとなるガイダンスとなるよう にしたいとの回答があった。

作成者より、IFRS 第3号「企業結合」の適 用後レビューの動向、及びそれが基準改訂に繋 がるかとの質問があり、IASBスタッフより、 事業活動の定義、のれんの認識と測定、減損テ スト対償却すべきかが主な論点になっている が、現段階ではリサーチ・プロジェクトの位置 づけであり、即基準改訂につながるわけではな いとの説明があった。

2. 概念フレームワーク

【背景と論点】

2015 年 5 月 28 日、IASB より「概念フレー ムワーク」の改訂に関する公開草案が公表され た。今回の CMAC-GPF 合同会議では、本公 開草案の中でも、「純損益、その他の包括利益 (OCI) とリサイクリング」、「測定」を取り上 げ議論した。

本公開草案では、純損益を利用者の主要情報 源と位置づけ、すべての収益、費用は純損益で 認識することを原則とし、目的適合性を高める 場合にのみ OCI を利用することができるとし ている。一度認識された OCI は、それ以降の 期で純損益にリサイクルされることを原則とす る。リサイクルは、OCIに含められた収益・ 費用は、将来のある期間における純損益の目的 適合性を高める時点で行われる。リサイクルが 純損益の目的適合性を高める期間を識別するた

めの明確な基礎がない場合のように、合理的反 証が可能である場合には、リサイクルされない ということを提案している。

一方、測定基礎に関しては、歴史的原価と現在価額のいずれかに区分できるとしている。さらに現在価額には公正価値と、資産の使用価値/負債の履行価値が含まれる。今回の公開草案では、目的適合性のある財務情報を生み出すための測定基礎の選択基準として、当該資産・負債が将来キャッシュフローにどのように寄与するか、当該資産・負債の特徴を提案している。

【CMAC-GPF 合同会議における議論】

まず本公開草案の純損益が主要な情報源であるという説明に関しては、幅広い支持が聞かれた。利用者からは純損益が他の財務情報より重要であるとの声も聞かれた。純損益の定義ができないのは残念であるものの、これ以上時間を使うべきではないとの声もあった。

ただしOCIを利用する際の判断に関して、「目的適合性についてもう少し明確に定義するか、ガイドラインを作るべき。」という意見があった。また、日本の作成者より「目的適合性を判断の基準とすることが強調されすぎている。いったん、目的適合性の観点を考慮してOCIに計上した場合、リサイクリングによって目的適合性が高まる期間を識別するための明確な基礎がないときは、OCIに含めず即時純損益認識することになるというのは複雑な検討過程と思われるが、実務でどう対応するのか。」という懸念が示された。

それに対して、IASBスタッフより「公開草案では、リサイクリングすべきタイミングが明確ではない場合には、OCI認識の妥当性について再検討を示唆する記述があるが、必ずしも純損益認識すべきことを示唆しているわけではない。」との回答があった。

また、測定基礎の選択の考え方についても、 公開草案の提案に対して反対する意見は出な かった。しかし、BS と PL で測定基礎が分かれる場合の OCI 利用に関してはかなりの時間が割かれた。特に退職給付の再評価損益(数理計算上の差異)を純損益認識すべきか、OCI 認識すべきかについて、主に利用者から発言があったが、意見は主に3つに分かれた。

純損益での認識を支持する立場から「退職給付は事業の遂行に伴うコストであるから、純損益に含めるべき。」、「資本コストは事業のボラティリティに大きな影響を与えるので、OCIを利用して純損益の変動を見えづらくするべきではない。」、などの意見が上がった。

一方、OCIでの認識を支持する立場から、「当期の純粋な業績評価の観点では退職給付の再評価の影響を除く純損益を計算する。リスク要素やボラティリティは OCI に示されていれば問題ない。」、「利用者は純損益に基づいて企業価値を評価する。その際、退職給付の再評価の影響は二次的な要素として扱うので、むしろOCI 認識が望ましい。」というものであった。

また積極的に純損益認識を支持するといえないまでも、「利用者から見て、OCIの内容が純粋な時点差なのか、経済的実態にそぐわない事業コストを純損益から排除したものなのか、判断できない。」、「退職給付の再評価影響を当初OCI認識するとしても、純損益にリサイクルすべきか疑問。」など、OCIの利用やフルリサイクリングについて懐疑的な見方もあった。

3. 引当金と偶発債務(IAS 第 37 号) 【背景と論点】

IAS 第 37 号は経済的資源流出の時期あるいは金額が未確定の負債すべてを対象としているため、その適用範囲が広く、負債の認識基準(閾値)や測定(金額算定)に関して、企業間で実務上のばらつきが出ている。また、概念フレームワークの公開草案で、新たに負債の認識基準を提案しているが、IAS 第 37 号に影響を



与える可能性もある。このため、IAS 第 37 号 の改訂を基準改訂プロジェクトとして取り上げ るべきかどうか IASB が判断するため、今回の CMAC-GPF 合同会議でのリサーチを通して情 報収集することになった。

IAS 第 37 号の現行認識規準は、「経済的資源 流出の可能性が50%超(probable)の場合、 負債が認識される」というものである。「取引 先の将来の資産除去債務に対する保証しのケー スを用いて、概念フレームワーク公開草案でも 示唆されている閾値の引下げの是非が議論され た。

測定については、「損害賠償に関する訴訟」 のケースを用いて、最頻値(現行の規定)、確 率加重平均による期待値、起こり得る範囲内の 中間値のうち、どれを用いて測定するのが費用 対効果の高い結果を得られるかについて議論さ れた。

【CMAC-GPF 合同会議における議論】

IASB スタッフにより背景と論点の説明を受 けた後で、IAS第37号を基準改訂プロジェク トとして取り上げることの是非について、日本 の作成者より「IAS 第37号については、2010 年にも改訂の動きがあった。2010年の公開草 案が取り下げになったのは、関係者の否定的な 反応があったからではないか。再度取り上げる のは、そのような反応に変化があったのか。」 という疑問が呈された。

それに対して、IASB スタッフより、「IAS 第37号の現行規定に関する懸念は特定されて いる。また、2010年の公開草案に対して基準 化を支持する意見もあった。さらに概念フレー ムワークの公開草案において新たな提案がされ ている。2010年当時の否定的な反応も考慮に 入れながらも、蓋然性基準については再検討に 値すると考えている。」という回答があった。

認識規準については、現行の閾値 (probable)を支持する意見が大勢で、閾値の引下げ を支持する声はほとんどなかった。そのため に、あまり議論が深まらなかった。利用者・作 成者を問わず、そもそも「一回限りのイベント から発生が見込まれる負債と、経常的活動から 発生が見込まれる負債とでは、認識規準・測定 とも区別するべきである。」という見解がコン センサスであった。

一回限りのイベントについては「現行の認識 の閾値(発生確率50%超)を超える場合には、 負債を認識し、最頻値により測定する。 とい う意見が優勢であった。「一回限りのイベント から生じる負債を期待値を使って見積る場合、 起こり得る結果の発生確率に合理的根拠はな く、実際の実現額と乖離してしまうのは弊害で ある。」との意見があった。

一方で、「訴訟であっても大企業の抱える訴 訟のように、一定の母集団がある場合は、個別 の訴訟による損失額を最頻値で見積るよりも、 全体のポートフォリオの損失額を、期待値を用 いて見積るアプローチの方が現実に近く、目的 適合性がある。」との指摘があり、支持を集め ていた。この場合、一回限りのイベントと違 い、個々の訴訟から生じる期待損失に関して、 閾値を設定すること自体が無意味となる。訴訟 ポートフォリオから経常的に損失が発生するか らである。

またこれらの議論に関連する論点として、作 成者から、「裁判中の案件に関して、損失金額 を見積って開示することには抵抗がある。 IASB は、交渉戦略にも大きな影響を及ぼす可 能性があるような開示を強制すべきではない。」 との意見があった。それに対して、利用者より 「交渉に影響を与えるから、重要情報を開示で きないという姿勢には大いに不満である。しか し作成者の言い分も理解できるし、我々に必要 なのは、最善の見積金額ではなく、起こり得る 結果とその確率分布である。定性的な情報でも いいから、分析の手がかりとなる開示がほし い。」とのコメントがあった。

4. 排出物価格決定メカニズム 【背景と論点】

排出物価格決定メカニズムとは、従来の排出権取引スキームのことである。この会計処理については、2004年にIFRIC第3号「排出権」が開発されたものの、わずか1年で廃止となった。その後IASBは、代表的取引であるキャップ・アンド・トレードの論点についていくつかの暫定決定を行ったが、基準開発には至らず、棚上げされている。

しかし、地球温暖化に対する世界的な関心の 高まりを受けて、2015年1月IASBでも排出 物価格決定メカニズムに関する会計処理を検討 することとなった。今回のCMAC-GPF合同 会議は、白紙の状態からあるべき会計処理を議 論した。

【CMAC-GPF 合同会議における議論】

最も一般的な排出権取引スキームである、 キャップ・アンド・トレードに関する設例をも とに議論がなされたが、あくまでブレーンス トーミングの域を出なかった。

まず資産・負債として認識するタイミングについては、グループ討議において、「政府から無償で排出権を割り当てられた時点で排出権の市場価値で資産と負債を両建てで認識する。」という見解を示すグループがあったが、それに対して「本来事業に関連したコストなのにその認識がされる前に資産、負債が計上されることには慎重であるべき。つまり、無償で割り当てられた時点では仕訳なしが適当である。」との反論があった。

また「当初認識以降の期間で、市場価値での 評価替えはなじまない。」という見解がある一 方で、「資産計上された排出権は、汚染低減の テクノロジーの発展や投資の進捗によって需要 が減り、その市場価値がゼロになることもあり 得る。」との見解もあった。

「トレーディング目的の会社と製造事業会社では会計処理を区別する。」とした上で、「製造事業会社の場合、無償で割り当てられた排出権は市場価値で資産計上し、相手勘定はOCIにする。OCIはその後収益にリサイクルする一方、排出コストを会計期間にわたり、(当初の)市場価値で費用計上する。結果的に、両者がプラス・マイナスで消し合って当期のPLインパクトはゼロとなる。」という意見があった。なお、相手勘定については、OCIではなく繰延収益のような勘定科目が適当という意見があった。また、「排出権のPL影響は収益ではなくコストの減額として計上すべき。」との見解もあった。

5. 開示イニシアチブ: 開示原則(注記内容) 【背景と論点】

開示イニシアチブは、開示情報が過多で、利用者が重要な情報を容易に見つけられない、作成者の負担が重いなどの利害関係者の不満に応えることを目的としている。利害関係者の懸念は主に注記に集中している。注記開示に関する現行要件により、開示情報の過多、項目間の関係性や整合性が整理されていないなどの問題が生じている。これは、他の項目における開示内容を考慮せずに、条文ごとに開示要件を定めていることが原因であり、IASBは注記開示の目的を見直して、全体として情報の有用性を高めるべく、注記の構成を検討すべきであると考えている。

IASB スタッフは、その目的を達成するため に、

- ①現行実務をベースに、開示項目のリストを整理していく、
- ②開示の目的に照らして、あるべき開示様式を 抜本的に再検討する、

という2つのアプローチを検討している。



②のアプローチでは、基本財務諸表上に表示 される計数、将来キャッシュフロー、経営者の 受託責任に関する情報を、注記の主要構成要素 とする。今回の CMAC-GPF 合同会議では、 特に②のアプローチについて検討された。

【CMAC-GPF 合同会議における議論】

一部に②のアプローチを支持する声もあった ものの、全体として利用者・作成者とも否定的 な見解が多かった。まず、利用者サイドの意見 としては、一部に過剰な情報の中に本当に必要 とする情報が埋もれて見つけにくいとする声も あったものの、現行の標準フォーマットによる 開示に特に不満を感じていないとする利用者が 多かった。

「注記情報は必要に応じて参照するものであ り、利用者にとって開示情報の過多はあまり問 題にならない。」、「現在の開示でもどこで必要 な情報があるかは分かっている。むしろ現行の 注記開示の大幅変更により、記述内容の継続性 が失われて却って混乱する。」、「作成者の裁量 が増したり、事業モデルに合わせて会社ごとに 内容に差が生じるために、比較可能性が低下す る。」など、懸念の声が強くあった。「提案され ているアプローチ自体は悪くはないが、注記と いうより MD&A に適用すべき。」との指摘も あった。

作成者からは、「作成者が判断すべき項目が 余りに増えるために、むしろ負担が増える」と の意見が多かった。また「注記開示のあり方が 抜本的に変わることで、過去に遡って、財務諸 表の大幅修正を迫られるために、大きな負担に なる可能性がある。」という懸念も示された。 特に日本の作成者からは、「各項目ごとの要求 から、事業関連資産の変動明細を統一的に要求 することで情報を整理しようとしているが、在 庫など従来変動明細を要求されていない項目に まで開示が拡大するために、作成のコストが増 大する。」との懸念が示されたが、それに同意 する意見が聞かれた。

こうした懸念のために、このアプローチを取 る場合、「作成者の判断を助ける一定のツール が必要になる。」との意見が複数の作成者から 聞かれた。本アプローチでは、企業の事業活動 に注目するので、「業種別に重要性のガイダン スを開発してはどうか。」という意見もあった。

6. IFRS 解釈指針委員会アップデート 【背景と論点】

IFRS 解釈指針委員会における論点として、

- 有形固定資産、無形固定資産の取得に係る変 動支払対価の会計について、変動部分の債務 をいつ認識するか、
- サービス委譲契約における公的機関に対する 変動支払対価の会計をどのように行うか、 という2つが紹介された。

【CMAC-GPF 合同会議における議論】

これらの論点について、作成者から、「事業 結合の会計との整合性が必要。企業買収の対価 が事後的に調整される場合はのれんとして無形 資産計上される。」、「このケースは後発の状況 による偶発債務にあたり、IAS第37号の偶発 債務を計上しないという規定と不整合ではない か。」という意見があった。

また利用者からは、「支払額が資産計上され たときに、それが実質的に事業者が負担する費 用なのか、将来回収される費用なのかという情 報が重要。取得価額に含めて資産計上するのは 混乱を招く。|、「PL 認識にすると、年度間で損 益の変動が増大しやすくなり、財務業績の評価 上利用者にとっては好ましくない。」との意見 があった。

Ⅲ. おわりに

今回の CMAC-GPF 会議で特に重要と思わ

れる、概念フレームワーク、引当金と偶発債務 (IAS 第 37 号)、開示イニシアチブ(注記の内容)の3点について、最後に筆者たちの感想を 記しておく。

概念フレームワーク

「純損益、OCI、リサイクリング」は、わが国にとっても極めて関心の高いテーマである。「すべての収益・費用は純損益で認識することを原則とし、純損益の目的適合性を高まる場合にOCIを使う。」という、概念フレームワーク公開草案における提案は、利用者側、作成者側の双方から理解を得やすい整理である。

ただし年金数理計算を代表に、この整理に ぴったりあてはまらない項目について、関係者 の理解に大きな隔たりがあることが表面化し、 懸念が残る。利用者の間でも純損益をできるだ けクリーンにしたいという立場と、OCIの中 身が不透明となることに反対する立場と意見が 分かれていたが、純損益が最重要な情報である ことは参加者の発言から伝わってきた。

また測定基礎について、筆者の一人は「公開草案では、企業の活動の性質が、測定基礎の選択のカギになり、財務情報の目的適合性を高めると述べているが、事業モデルの定義が公開草案ではまだ弱いと思う。」と発言した。事業モデルの定義の強化によって、測定基礎の選択のみならず、目的適合性の意味や純損益と OCIの使い分けの判断を明確化することに繋がるのではないかと考えている。

引当金と偶発債務(IAS 第 37 号)

一回限りのイベントから生じる負債について、負債の認識規準の閾値、測定基礎に関して

は、利用者、作成者ともに、IAS 第 37 号の現行規定を支持する声が強かった。しかし、IASBとしてはプロジェクトの再開に意欲的な印象であった。概念フレームワークで示唆されている認識の閾値の引き下げは、実務に大きな影響がある。IASB からの具体的な論点の提示を待ちたい。

開示イニシアチブ(注記内容)

情報開示オーバーロードの問題は、作成者にとっては作成負担が深刻な問題となっている。一方、利用者にとっては、本当に重要な情報が見つけにくくなっている、という批判もある。そうした状況を改善すべく、今回 IASB スタッフが提示した注記内容の抜本的な見直しについては、否定的な意見が圧倒的多数であった。

そもそも、今回の合同会議では、利用者からは大量の情報開示を問題視する声は、殆ど聞かれなかった。これは、CMACメンバーが経験豊かなアナリストが多く、現在の注記開示の下で必要な情報を取得するノウハウを有しているためであろう。現行開示で不便を感じていない以上、注記開示の仕組みを大幅に変えることには抵抗を感じるのも理解できる。また、開示様式や重要性の判断に関する作成者の裁量を増すことにより、企業間の比較可能性が低下するのではないかという懸念についても、丁寧な説明が求められる。

IASB スタッフの意欲の割には必ずしも作成者・利用者の理解を得るためのロジックが十分ではないと感じた。このような実験は、任意の統合報告書で行う方が実現可能性が高いだろう。